第３回今帰仁村幼保連携一体化総合整備計画

子ども子育て会議　議事概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日時 | 平成28年１月18日（月）９：30～12：00 | 場 所 | 今帰仁村保健センター集検ホール |
| 出席者 | 委　員　長副委員長委　　　員委　　　員委　　　員委　　　員委　　　員委　　　員委　　　員委　　　員委　　　員委　　　員委員委員委員 | 重畠　泰代名城　健二玉城　奎大城　清紀謝花　隆太上野　加威座間味　邦昭糸洲　智子田港　朝津島袋　るみ子與那嶺　成江運天　亜矢子伊禮　正昭玉城　イチ子新城　敦 | 今帰仁村教育委員会沖縄大学准教授今帰仁村幼稚園長会長今帰仁村副村長今帰仁村幼稚園保護者代表今帰仁村保育所保護者代表（欠席）今帰仁村学童代表（欠席）北山保育園長（欠席）今帰仁村学校教育課今帰仁村幼稚園代表今帰仁村保育所長会代表今帰仁村母子保健推進委員代表（欠席）今帰仁村民生委員主任児童委員今帰仁村次世代育成支援行動計画策定員代表今帰仁村教育長 |
| オブザーバー：菊原　康昭、喜納　優佳／有限会社 創建設計事務所 |
| 事務局：宮里　晃、大城　幸恵、仲松　海人 ／幼保連携推進室 |
| コンサルタント：小柴　晃、成田　大作、川上　貴弘、新垣　鈴 ／㈱都市科学政策研究所 |

|  |  |
| --- | --- |
| 配布資料 | ○第３回子ども・子育て会議資料○差し替え資料 |

|  |  |
| --- | --- |
| 策定委員会の主な内容 | ○認定こども園整備計画○保育所民営化計画 |

**○認定こども園整備計画について**

|  |  |
| --- | --- |
| 委員長 | P31の幼保連携型認定こども園における年齢別定員の想定について、３歳児の保育と教育ニーズはそれぞれ５名と33名に分かれることで良いのか。また、３歳児の保育ニーズは午後まで大丈夫ということか。 |
| 事務局(宮里) | 幼保連携型認定こども園における年齢定員の想定は、あくまでも保護者アンケート調査から想定される定員数であるため、３・４・５歳児は保育と教育ニーズ分かれても総定員数内であれば受け入れが可能ということである。 |
| 委員長 | P31の「参考：就学前の教育・保育施設全体の年齢別定員の想定」について、５歳児の合計が100名に対して、P29の平成27年度の実際の認定者数では99名になっているが、実数と想定される差が１名なのは確かな数値なのか。 |
| 事務局(宮里) | 想定される数値に関しては、コーホートの計算方式で推計している。今後、ほとんどの年齢児で大きな人数変動がないことから、数値を低く見積もったことにより将来、保育の受け皿が足りなくなるような事態は避ける必要がある。一方で今後、保育・教育ニーズの減少に伴い、定員数が減ることになった場合は、逆に保育の質の向上に繋がることも期待できるため、計画は実際の定員数に応じて対応していきたい。 |
| 島袋委員 | 現在は３歳児の人数が最も多く、２年後は５歳児であるため、認定こども園開所の時に５歳児の人数がどの年代よりも最も多いということか。 |
| 事務局(宮里) | その通りである。 |
| 委員長 | 定員数の弾力措置は考えているのか。 |
| 事務局(宮里) | 平成30年度以降は、弾力措置を念頭に定員計算はできないため、必要に応じて弾力化を図り対応していく。 |
| 島袋委員 | 各年齢で定員数が異なっているが、進級した場合の定員数は変動するのか。 |
| 事務局(宮里) | 受け入れ可能定員数である172名内で各学年の定員数を調整することになる。 |
| 島袋委員 | ５歳児の定員数が35名から30名になる可能性について話があったが、詳細を説明して欲しい。 |
| 事務局(宮里) | 現在の５歳児は２クラスで38名だが、認定こども園の際には２クラスで30名を予定しており、定員数の変動による影響はないと思われる。 |
| 委員長 | 保護者説明の際には、定員数のこと等についてもう少し丁寧な説明が必要である。またWSの内容について、子育て支援センターの場所がグループによって異なっているが理由はなにか。 |
| 與那嶺委員 | 提案された建築案の中で、２歳児が２階にあり子育て支援センターが1階にある建築プランがあったが、これに対し、０～２歳の乳児は１階が望ましく、また、子育て支援センターの利用者は保護者が一緒であるため、２階に子育て支援センターを配置した方が良いという意見がでていた。 |
| 委員長 | 以前に他の保育所を利用した際に、０歳児が２階となっていた所があったが、１階と２階でどのような違いがあるのか。 |
| 與那嶺委員 | 避難の関係で０歳児が２階の場合がある。しかし２階に乳児クラスがある場合、園庭を利用する際に職員が乳児を抱えて園庭まで移動するため、幼児は１階が望ましい。 |
| 委員長 | P45のWS結果について、今帰仁保育所は「緑や木陰が少ない」という意見があるが、保育所を建てる際に緑や木陰に関する意見が少なかったのか、または意見が出ていたが反映されなかったのか。 |
| 與那嶺委員 | 今帰仁保育所の建設の際のWSでは、各園の代表者で意見交換を行ったため、園庭の細かい議論までしていないと思うが、今回のWSでは、職員全員参加できたので多くの意見交換ができたと思う。 |
| 委員長 | 現在の今帰仁保育所は玄関の隣に事務所があるが、無人の時があるため訪問者を察知することができず、自由に施設内の出入りができる状況である。一方、仲宗根保育所は事務所が無人の場合でも、調理室や近くのクラスの職員が玄関から入ってきた方に気付いて対応できるため安全面で良い。しかし、今回の設計プランも今帰仁保育所と同様に玄関の隣に事務所があるが、事務所が無人になった場合、近くに調理室やクラスがないため、誰も訪問者を察知することが出来ないことが考えられる。 |
| 與那嶺委員 | その意見は、正論であり防犯面の対策などを考えなければならないと思う。 |
| 大城委員 | 　全ての建築プランの北側に園庭があることについて疑問に思う。逆に、北側に園舎を配置し、小学校の運動場と接している南側に園庭を配置した方が安全面からも良いと思う。 |
| オブザーバー(菊原) | 現在、北側に積まれている擁壁にトンブロックが使用されているが、このトンブロックはメーカーによる構造計算が行われたものではなく、安全性が確認できないものであるため、県の条例では北側の擁壁が崖として扱われる。理想としては、擁壁の安全性を確認し北側に園舎、南側に園庭であるが、擁壁の安全性の問題のため北側に園舎を建てることはできない。 |
| 大城委員 | 安全性が確認できない北側を園庭にするのではなく、ある程度の建築費用がかかっても使い勝手の良い施設が望ましいため、南側を園庭にするのが望ましい。 |
| 事務局(宮里) | この建築プランは、既存の松の木を残しつつ、小学生が利用する運動場と認定こども園の園児が利用する部分と区分けができる様に設計した。 |
| 大城委員 | 認定こども園と小学校を区分けするより、施設の園庭を南側にすることで小学校の運動場と一体化でき、双方の使い勝手が良くなると思う。 |
| ワーキング(小柴) | 擁壁部分の安全性を確保するには、全て新しく擁壁を作り直すことになり、その工事に多額の費用が掛かることが想定されるため現状に合った建築プランを設計した。ただし、例えば村として費用は掛かっても良いということであれば北側に園舎を設定した建築プランを作ることは可能である。 |
| 大城委員 | 現在の建築プランに関して、建物の重量が擁壁にかかることはないと思うため、擁壁の安全性が確保できないまま園庭を北側にすることは望ましくない。 |
| ワーキング(菊原) | 建物の重量が擁壁にかかることはない。しかし、この擁壁が崖として扱われるため、建物を建てる際に崖の高さの1.5倍以上離して建てなければならない県の条例があるため、園庭を北側にした。 |
| 大城委員 | 擁壁の安全性が確保できないままで北側の園庭は望ましくない。また、建築を建てるだけが目的ではなく、建てた後の運営管理が重要である。 |
| 委員長 | 擁壁を工事した場合、費用はどのくらいかかるのか。 |
| 事務局(宮里) | 擁壁を工事した場合の予算は、全体で10億円を超える。 |
| 大城委員 | 建物を作ることが目的ではなく、将来的に何十年も利用できるように考えた方が良い。建築プランの園庭部分を上手く活用して園舎を建てることを考えた方が良いと思う。 |
| 島袋委員 | 北側を園舎とした場合、西日の問題があるがどうか。 |
| 玉城(奎)委員 | この建築プランは、花や畑などの栽培活動が出来ないと思われる設計案である。南側の園舎で日光が遮られ限られた場所で栽培活動することになる。 |
| 委員長 | 　現段階で予算内での設計や計画内容を変更することはできるのか。 |
| 事務局(宮里) | この事業は一括交付金で申請しており、年度途中で当初の申請内容を大きく変更することは難しい。今回の計画の中では擁壁が構造計算上において安全確認が確認されないものであるとの考えのもと、崖として扱うため擁壁に近づけて建物を建てることはできないものと判断した。 |
| 田港委員 | 擁壁工事をした場合、多額の費用がかかるため施設を建てる予算が無くなる恐れがある。 |
| 事務局(宮里) | 敷地が小学校に隣接していることと、認定こども園児の活動時間と小学生の活動時間が異なることから、小学校の授業のさまたげや活動に影響がないように考慮して園庭の北側配置の設計している。 |
| 大城委員 | 土地の場所はとても良いと思うが、建築プランの北側の園庭が残念に思う。 |
| 委員長 | 設計上で日当たりは、どうなるのか。 |
| オブザーバー(菊原) | 園庭が北東に面しているため日当たりは良いと思う。一方で、園舎を北側にした場合、一番高い擁壁で約８メートルあるため約12メートル以上離して園舎を建てなければならない。また、園舎を東側に寄せて建てることも可能ではあるが、園舎がとても歪な形になる。 |
| 大城委員 | 可能な限り地形に合わせて北側に園舎を建てた方が良いと思う。 |
| 委員長 | WSでは、園舎の形をL字やコの字型が良いという意見が出たがどうか。 |
| 事務局(宮里) | 擁壁が崖として扱われるため、園舎を建てる場所が限られており園庭基準面積を確保しながら園舎のL字型やコの字型の平屋配置は難しいことから２階建の建築プランとなった。また、園舎の大きさが隣接の小学校の体育館と同じ大きさのため、現地内で場所を動かすことは難しい。 |
| オブザーバー(菊原) | 仮に園舎を北側にした場合、擁壁から1.5倍以上離して建てることになり、建てられる場所が限られる。また、施設面積が1,800～2,000㎡の間であるため、今回の建築プランと同じ施設面積となる。ゆえに、このような条件で考えると、施設が敷地を分断する設計になってしまうことになる。また、施設がL字の場合は、施設を分断して建てることになる。 |
| 委員長 | 擁壁を園庭にする場合、園児が遊ぶ際に実際に危険性はないのか。 |
| オブザーバー(菊原) | この県の条例が、建物を建てる際の条例であるため園庭にはかからない。 |
| 新城委員 | 擁壁に建物を建てた際に、崩落する危険性から北側に園舎が建てられないが、園庭として園児が遊ぶ分には危険性はない。 |
| 事務局(宮里) | 擁壁にそってしっかりと基礎杭を打ち込んで園舎を建てたとしても安全性が確保できないため北側に園舎は建てられないものと考えた。また、この敷地になると擁壁を活かしながら園舎を建てる場合、北側に園庭、もしくは擁壁の工事を行い南側に園舎を建てることがベストと考えた。 |
| 大城委員 | 擁壁の工事にどのくらいの予算がかかるか出して比較検討する必要がある。 |
| 委員長 | 園庭の広さは確保できたが、実際に遊ぶ環境としてはどうか。 |
| 玉城(イ)委員 | 園庭が東側の場合、冬でも寒い所では遊べないため、南側の園庭が望ましい。また夏の場合は、南から風が吹くため木陰などがあると涼しく遊べる。 |
| 事務局(宮里) | 現在の施設ではどう過ごしているかお聞きしたい、冬に風が吹いていると実際遊べていないのか。 |
| 大城委員 | 冬の風が吹いている場合は、窓も開けられなく外でも遊べない状況である。 |
| 委員長 | この敷地は、保育・幼稚園職員の方が実際に見ても遊べる園庭なのか。 |
| 玉城(イ)委員 | 今帰仁保育所は北側に物干し場があり、冬は外に出られない状況が多いため、北側に園庭があると、冬の時期に園児は外で遊ばない事が多い。 |
| 伊禮委員 | 園舎を小学校体育館側に寄せて建てることはできないのか。 |
| 事務局(宮里) | 小学校体育館と園舎の間の敷地の約５メートル下に運動場と繋がっている排水管があり、その排水管の上に建物は建てられない。この排水管上に施設を建てる場合は、施設が建てられる状態にする必要があり、排水管の切り替え工事も行わなければならないため、現状の排水管を避けて設計している。また、建物の基礎を含めて、可能な限り体育館側に寄せて設計している。 |
| 大城委員 | 補強工事により施設を建設できる場合は、費用を明確にし議論すべきである。 |
| 伊禮委員 | 専門家に擁壁を見てもらい、最小限で擁壁の工事ができるように検討してはどうか。例えば、擁壁の右側に施設を建てた場合に擁壁の工事は施設が立つ部分だけであるため費用が抑えられると思うため、施設を建てる位置を再検討した方が良いと思う。 |
| 委員長 | この会議の結論は、予算見積もりも含めて建築プランの再検討で良いか。 |
| 全員 | 異議なし。 |

|  |
| --- |
| **○保育所民営化計画について** |
| 委員長 | 保育所民営化について意見はあるか。 |
| 伊禮委員 | 幼稚園保育園の民営化計画について、公募の条件に社会福祉法人もしくは学校法人とあるが、実際に運営能力があり、公募に参入してくれる見込みはあるのか。 |
| 事務局(宮里) | 村出身の村外民間保育事業所への公募参入の打診をしたところ、数社が参入意向を示した。その他、中南部からも公募参入の意思表示があった。ただし、公募がなかった場合は村が責任をもって受け皿を確保する必要がある。また現在、公立保育所は老朽化が著しく、施設の建替えは必要である。公設の場合は補助金がないが、民設の場合は国から７／８の補助金がある、また運営に関しては、公定価格から保育料を引いた金額を村から支払うこととなる。そのため、民間参入事業者が見込まれるものと考えている。その他、公立保育園が2園減るため職員の雇用数は減るが、臨時職員に関しては民間保育園で雇用される可能性も出てくるため、これまで以上に雇用条件も良くなるものと期待している。 |
| 委員長 | 保育料以外の公定価格は全国一律なのか。 |
| 事務局(宮里) | 地域によって暖房などの加算や受け入れる体制により少し異なる。また、職員の待遇については、法人との話し合いを行って決めるが、国の定めた公定価格や経験年数など考慮していきたい。 |
| 大城委員 | 現在の正職員はどのくらいいるのか。 |
| 事務局(宮里) | 現在４つの保育園があり、その内の正職員が約７割である。 |
| 副委員長 | 差し替え資料のP92について、選定基準は国が示しているのか。 |
| 事務局(宮里) | 選定基準は国が示しているものがないため、保育施設基準は県の基準に合わせ、公募資格などに関しては他市町村の公募事例を参考に設定している。また、選定基準は村独自の基準で設定した。 |
| 副委員長 | この会議で選定基準の意見は反映できるのか。また、P92より細かい設定の選定基準を示していくのか。 |
| 事務局(宮里) | 選定基準に関するより細かい設定の条件は、募集要項の中で反映し示していく。また、募集要項の内容は事業所選定委員の方に諮っていく。 |
| 委員長 | ガイドラインの中についての意見がある場合は、後日事務局などに言って欲しい。 |
| 事務局(宮里) | 次回は、最終の会議になる。またWSが後１回あり、その内容を反映させる。なお、設計プランに関しては事務局で再度調整する。日程は、３月を予定しており詳細が決まり次第に連絡する。 |

以上